厚 生 労 働 省 神 奈 川 労 働 局 発 表 平成 2 2 年 7 月 2 8 日

【担当】

神奈川労働局労働基準部労働衛生課 課長 福島 路子 労働衛生専門官 長久保 茂 (電 話) 045-211-7353 (FAX) 045-211-0048

職場における熱中症予防対策の徹底について 県下において5年ぶりに死亡災害発生

神奈川労働局(局長 及川 桂)は、猛暑が続く中、本年7月に熱中症による死亡災害が平成17年以来5年ぶりに発生したことを受け、職場における熱中症予防対策の徹底を要請した。

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称で、死亡災害に至る重 篤な結果をももたらすものです。

過去の熱中症の発生事例をみますと、関係者に、高温環境下での作業の危険性について十分な認識がないまま作業が行われている状況が認められ、具体的には、適切な休憩がとられていない、水分及び塩分等の補給が適時行われていない、作業者の健康状態が把握されていないことなどが多くみられます。

過去10年間(平成12年~21年)の全国における熱中症による死亡者の合計は 181人であり、日照時間が平年に比べ少なかった昨年の8人を除き、年間20人前 後の死亡者が発生していました。

神奈川県下においては、平成12年に建設業で1人、平成15年に建設業で2人及び平成17年に卸売業で1人の死亡者があったものの、その後は死亡者ゼロで推移していました。当局では、毎年暑さが本格化する前に集中的に熱中症予防対策の徹底に係る広報を実施するとともに、管下12の労働基準監督署において、事業場に対する指導を行っているところですが、本年7月6日におよそ5年ぶりに建設業で死亡災害の発生がありました。これを受け、当局において改めて、建設業労働災害防止協会神奈川支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会神奈川県支部及び社団法人神奈川県警備業協会に対し、熱中症予防対策の徹底について要請を行ったところです。

厚生労働省は、職場における熱中症の予防について下記概要のとおり新たな対策を 示しております。

1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT (Wet Bulb Globe Temperature:湿球黒球温度(単位:))値(暑さ指数)を式 又は により算出し、衣類の組合せにより、当該 WBGT 値に補正値を加えること。

その値が、WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれがある場合には、冷房等により当該作業場所の WBGT の低減を図ること。身体作業強度の低い作業に変更すること、WBGT 基準値より低い WBGT 値である作業場所での作業に変更すること等を作業の状況等に応じて実施すること。

それでもなお、WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれがある場合には、「2熱中症予防対策」の徹底を図り、熱中症の発生リスクの低減を図ること。

式 屋内及び屋外で太陽照射のない場合

WBGT=0.7 × 自然湿球温度+0.3 × 黒球温度

式 屋外で太陽照射のある場合

WBGT=0.7 × 自然湿球温度+0.2 × 黒球温度+0.1 × 乾球温度

また、WBGT値の測定が行われていない場合においても、気温(乾球温度)及び相対湿度を熱ストレスの評価を行う際の参考とすること。

2 熱中症予防対策

(1)作業環境管理

ア WBGT(湿球黒球温度)値(暑さ指数)の低減等

- ・身体作業強度等に応じた WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある作業場所(以下単に「高温多湿作業場所」という。)においては、熱を遮ることのできる遮へい物等を設ける
- ・屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光及び照り返しを遮ることができる る簡易な屋根等を設ける
- ・通風、冷房設備を設ける

イ 休憩場所の整備等

- ・横になることができる広さを確保した、冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼 しい休憩場所を設ける
- ・冷たいおしぼり、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備 を設ける
- ・水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水の備付け 等を行う

(2)作業管理

ア 作業時間の短縮等

・作業の休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での連続作業時間を短縮する、身体作業強度が高い作業を避ける、作業場所を変更する等熱中症予防対策を、作業の状況等に応じて実施するよう努める

イ 熱への順化

- ・高温多湿作業場所において作業させる場合には、計画的に熱に慣れ当該環境に 適応するための期間を設けることが望ましい
- ウ 水分及び塩分の摂取
 - ・自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の定期的な摂取を指導・確認し、 定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る
- 工 服装等
 - ・透湿性及び通気性の良い服装を着用させる
- オ 作業中の巡視
 - ・定期的な水分及び塩分摂取の確認、労働者の健康状態の確認、熱中症を疑わせる る兆候が表れた場合に速やかな作業の中断等必要な措置を講じること等を目 的に作業中は巡視を頻繁に行う

(3)健康管理

- ア 健康診断結果に基づく対応等
 - ・糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等が熱中症の発症に影響を与えるおそれが あることから、医師等の意見を勘案した、就業場所の変更、作業の転換等の適 切な健康診断実施後の措置等の徹底を図る
- イ 日常の健康管理等
 - ・睡眠不足、体調不良、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれが あることから、日常の健康管理について指導するとともに、必要に応じ健康相 談を行う
- ウ 労働者の健康状態の確認
 - ・作業開始前、作業中の巡視等によって労働者の健康状態を確認する
 - ・労働者にお互いの健康状態に留意させる
- エ 身体の状況の確認
 - ・休憩場所等に体温計、体重計等を備え、必要に応じて、体温、体重その他の身体の状況を確認できるようにすることが望ましい
- (4) 労働衛牛教育

作業を管理する者及び労働者に対し、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行う

熱中症の症状

熱中症の予防方法

緊急時の救急処置

熱中症の事例

(5)救急処置

- ア 緊急連絡網の作成及び周知
 - ・あらかじめ、病院、診療所等の所在地及び連絡先を把握するとともに、緊急連 絡網を作成し、関係者に周知する
- イ 救急措置
 - ・熱中症を疑わせる症状が現われた場合は、救急処置として涼しい場所で身体を 冷し、水分及び塩分の摂取等を行う。また、必要に応じ、救急隊を要請し、又 は医師の診察を受けさせる